

登録免許税軽減措置の税率引き上げ及び延長について

信用保証協会に担保をご提供いただく際、信用保証協会が設定する（根）抵当権登記等にかかる登録免許税について、税率が設定額の1,000分の1（通常1,000分の4）に軽減されておりましたが、今般、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が6月30日に公布・施行され、軽減措置の期限が延長されるとともに、税率が1,000分の1.5に引き上げられましたのでお知らせいたします。

新税率	旧税率
1,000分の1.5	1,000分の1

適用期限 : 平成23年7月1日から平成25年3月31日まで